

行政の窓

間伐材を原料としたコピー用紙（間伐材コピー用紙）の普及促進

間伐材コピー用紙とは、再生された紙（古紙）と森林の整備によって産出された木材（間伐材）の両方が使用されたものです。本年 4 月より、環境に優しい物品等の調達、供給を促進することを目的とする国の「グリーン購入法基本方針」に基づく紙類（情報用紙部門）の環境調達品目に追加されました。

1 道の取り組み

道では、間伐材の利用拡大を図る観点から、道内の木材団体や製紙会社等と連携し、いち早く間伐材コピー用紙の開発に取り組み、平成 17 年度から全国に先駆けて道のグリーン購入の基本方針である「北海道グリーン購入基本方針」に基づく環境調達物品に追加し、本庁や支庁等の出先機関等で率先購入をしてきました。また、国の機関においても環境調達物品に指定されるよう働きかけてきました。

2 グリーン購入法基本方針の改正

このような取組の結果、本年 2 月に国のグリーン購入法基本方針が改正され、これまでコピー用紙は古紙 100%のみが対象だったものを、間伐材が古紙と同様の環境特性を有するものと位置付けられ、間伐材コピー用紙が調達物品として認められました。

また、古紙や間伐材パルプ等の配合割合などの環境指標を総合的に評価する総合評価指標を設け、80 点以上（平成 21 年度は 70 点以上）が適合品とされました。

間伐材コピー用紙は、品質、価格ともこれまでの古紙 100%のコピー用紙と遜色はありません。

職場やご家庭で使用することで、地球温暖化の防止や水源かん養などの森林の多面的機能を発揮させることに貢献することができます。

積極的に利用し、環境貢献しましょう。

3 今後の取り組み

今後、紙類（印刷用紙部門）にも間伐材を原料としたものが認められることが予想されるため、引き続き、関係機関等と連携しながら間伐材の利用拡大に努めていきます。

（水産林務部林務局 林業木材課 需要推進グループ）



グリーン購入法基本方針（国）の見直しの概要

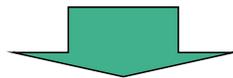
○【グリーン購入法（国等における環境物品等の調達に関する法律）とは】

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的として平成12年5月に制定されました。

国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を策定するとともに、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることとするなど、環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者、国民の基本的な責務を規定しているものです。

○グリーン購入法特定調達品目検討会での見直し案（コピー用紙の判断基準）

[現 行] 古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること



[見直し内容]

- ①パルプの配合は、古紙が70%以上、その他は森林認証材・間伐材パルプ等であること
※間伐材由来パルプの導入：最大30%の配合が可能
- ②総合評価指標を導入すること
※古紙・森林認証材・間伐材パルプ等の配合割合、白色度及び坪量などの環境指標を総合的に評価した判断基準とし、総合評価指数が80以上であること
- ③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること

○総合評価指標の表示例

消費者にも解るよう、上記の評価例の内容（評価値・加算点及び総合評価値）が製品に表示

**総合
評価値**

80

・古紙パルプ配合率	: ○%	△
・森林認証材パルプ配合割合	: ○%	△
・間伐材パルプ配合割合	: ○%	△
・その他持続可能性を目指したパルプ	: ○%	△
・白色度	: ○%	△
・坪量	: ○g/m ²	△